



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 生活保護法施行細則……………(保 護 課) …… 2
- 大和高田市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………(生 活 安 全 課) ……40

告示

- 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(市立病院総務企画課) ……40
- 既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示……………(建 築 住 宅 課) ……41
- 引取りのない放置自転車等の処分……………(生 活 安 全 課) ……42
- 9月市議会定例会の招集……………(財 政 課) ……42
- 職権による削除……………(市 民 課) ……42
- 職権による削除……………(//) ……42
- 職権による削除……………(//) ……43
- 職権による削除……………(//) ……43
- 放置自転車等の移動・保管……………(生 活 安 全 課) ……43

教育委員会

- 教育委員会8月定例委員会の招集……………(教 育 総 務 課) ……44
- 教育委員会8月臨時委員会の招集……………(//) ……44
- 教育委員会9月定例委員会の招集……………(//) ……44

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……45
- 選挙管理委員会の招集……………(//) ……45
- 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成23年9月3日から平成23年9月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所……………(//) ……45

農業委員会

- 農業委員会9月定例委員会の招集……………(農 業 委 員 会) ……46

公営企業

- 指定給水装置工事事業者の指定……………(水 道 工 務 課) ……46

規 則**規則第13号**

生活保護法施行細則を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

生活保護法施行細則

生活保護法施行細則(平成12年規則第56号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)の施行について、法、生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)及び生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(備付書類)

第2条 大和高田市社会福祉事務所設置条例(昭和26年条例第25号)に規定する社会福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 面接記録票(様式第1号)
- (2) 保護台帳(様式第2号)
- (3) 保護決定調書(様式第3号)
- (4) 保護金品支給台帳(様式第4号)
- (5) ケース記録票(様式第5号)

2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 相談受付簿(様式第6号)
- (2) ケース番号登載簿(様式第7号)
- (3) ケース番号索引簿(様式第8号)
- (4) 保護申請書受理簿(様式第9号)
- (5) 医療券交付処理簿(様式第10号)
- (6) 介護券交付処理簿(様式第11号)

(他の福祉事務所の長への通知)

第3条 福祉事務所長は、法第19条第2項の規定により要保護者の保護を実施したときは、速やかにその旨を当該被保護者の居住地を所管する福祉事務所の長に通知しなければならない。この場合において、前条第1項各号及び第5条に規定する書類の写しを添付するものとする。

2 福祉事務所長は、被保護者がその居住地を他の福祉事務所長の所管区域内へ移転したときは、速やかに必要な決定を行い、被保護者転出通知書(様式第12号)により新居住地を所管する福祉事務所の長に通知しなければならない。この場合において、前条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる書類その他保護の決定及び実施上必要と認められる書類のうち最小限のもの写しを添付するものとする。

(保護の開始等に係る申請)

第4条 保護の開始又は変更の申請は、生活保護法による保護申請書(様式第13号)に次に掲げる書類のうち福祉事務所長が必要と認めるものを添付して行うものとする。

- (1) 資産申告書(様式第14号)
- (2) 収入状況届出書(様式第15号)
- (3) 同意書(様式第16号)

- (4) 承諾書(様式第17号)
- (5) 確約書(様式第18号)
- (6) 費用返還同意書(様式第19号)
- (7) 誓約書(様式第20号)
- (8) 民生委員意見書(様式第21号)
- (9) 給与証明書(様式第22号)
- (10) 住宅補修計画書(様式第23号)
- (11) 生業計画書(様式第24号)
- (12) 求職活動状況申告書(様式第25号)
- (13) 家賃証明書(様式第26号)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認めるもの

2 法第18条第2項に規定する葬祭扶助の申請は、前項の規定にかかわらず、生活保護法による葬祭扶助申請書(様式第27号)により行うものとする。

(保護の開始等に係る通知)

第5条 法第24条第1項及び第5項、第25条第2項並びに第26条の規定による通知は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 保護の開始又は変更を要すると決定した場合 保護決定(変更)通知書(様式第28号)
 - (2) 保護の開始を要しないと決定した場合 保護申請却下通知書(様式第29号)
 - (3) 保護を停止又は廃止すると決定した場合 保護廃止(停止)決定通知書(様式第30号)
- (指導及び指示)

第6条 福祉事務所長は、法第27条第1項の規定による指導又は指示を行うときは、指導指示書(様式第31号)により行うものとする。

(検診命令等)

第7条 福祉事務所長は、法第28条第1項の規定により要保護者に対して医師又は歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書(様式第32号)により行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項の検診を受けるべき旨を命じたときは、当該健診を実施する医療機関に対して検診依頼書(様式第33号)により当該要保護者の検診を依頼し、その結果を記載した検診書(様式第34号)の送付を求めなければならない。

3 前項の規定による検診の依頼を受けた医療機関が検診を行った場合の検診料の請求は、検診料請求書(様式第35号)により行うものとする。

(調査等の依頼)

第8条 福祉事務所長は、法第29条の規定により調査を囑託し、又は報告を求めるときは、次に掲げる書類によるものとする。

- (1) 生活保護法に基づく預貯金調査依頼書(様式第36号)
- (2) 生活保護法に基づく生命保険加入状況調査依頼書(様式第37号)
- (3) 生活保護法に基づく年金・恩給調査依頼書(様式第38号)
- (4) 戸籍謄本等の無料交付依頼書(様式第39号)

(扶養義務の確認)

第9条 福祉事務所長は、法による保護の決定を行うまでに、法第4条第2項の規定により、扶養義務者の扶養の可否を要保護者の扶養義務者に確認しなければならない。

2 前項の扶養義務者の扶養の可否の確認は、扶養義務の履行照会書(様式第40号)により行うものとする。

(入所等の委託)

第10条 福祉事務所長は、法第30条第1項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、当該施設

の長又は私人に対して入所(養護)委託書(様式第41号)により行うものとする。

(収入等の変動による届出)

第11条 法第61条の規定による届出は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類により福祉事務所に届け出なければならない。

(1) 世帯の収入に変動があったとき 収入申告書(様式第42号、様式第43号又は様式第44号)

(2) 世帯の構成に変動があったとき 世帯異動届(様式第45号)

(費用の返還及び徴収)

第12条 法第63条の規定による費用の返還の通知は、返還金決定通知書(様式第46号)により行うものとする。

2 法第77条第1項又は法第78条の規定による費用の徴収の通知は、徴収金決定通知書(様式第47号)により行うものとする。

(保護金品の交付)

第13条 被保護者は、保護金品の交付を受けるときは、本市の出納員に生活保護費支払票(様式第48号)を提示しなければならない。ただし、生活保護費振込金融機関届出書(様式第49号)を提出し、口座振替の方法により金銭の交付を受ける場合は、この限りでない。

(保護の辞退)

第14条 保護申請中の者又は被保護者は、保護の必要がなくなり保護を辞退したいときは、保護辞退届(様式第50号)を福祉事務所に提出しなければならない。

(審査請求書)

第15条 福祉事務所の行った処分について、法第64条の規定により奈良県知事に対して審査請求をしようとする者は、審査請求書(様式第51号)により行うものとする。

(経由)

第16条 法又はこれに基づく命令等により厚生労働大臣に提出することとされている書類が、法第19条第4項の規定により事務の委任を受けた福祉事務所長から提出されたときは、市長は、これを受理し、奈良県知事又は厚生労働大臣に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成した様式の用紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができるものとする。

様式第1号(第2条関係)

(表面)

面接記録票

所長	課長	課長補佐	係長	回議	起案者(担当者)	面接場所等 事務所 居宅 電話 病院 その他()

面接年月日	年 月 日	面接員 1	
受付番号		面接員 2	
要保護者	住 所		
	氏 名		電話番号
来訪者	住 所		
	氏 名		電話番号

		関 係					
世帯構成		続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	備考
保護歴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		前回廃止時からの期間：		(前回廃止年月：)		
急迫状態の判断	預貯金・現金等の保有状況						
	ライフラインの停止・滞納状況						
	国民健康保険等の滞納状況						
相談理由							

面接内容

(裏面)

他 法	年金	(加入・受給中)	(加入・受給中)	(加入・受給中)	(加入・受給中)
	区分	国民年金	厚生年金	共済組合	その他 ()
	月額	円	円	円	円
	手当	(手続・受給中)	(手続・受給中)	(手続・受給中)	(手続・受給中)
	種類	子ども手当	児扶手当	特児扶手当	傷病手当金
	月額	円	円	円	円
	手当	(手続・受給中)	(手続・受給中)	(手続・受給中)	(手続・受給中)
	種類	労災手当金	雇用保険金	その他 ()	その他 ()
	月額	円	円	円	円
	医療保険		国保・後期高齢・社会保険・その他 ()		
介護保険・その他 ()					
住居	自家・借家・借間・同居・借地・その他 ()		家賃・間代 円		地代 円
資産	不動産	不動産担保	車	保険	その他 ()
	福祉貸付金	借入金	住宅ローン	車ローン	その他 ()
負債					
扶養義務者	氏名	住所		電話番号	
制度の説明	実施(保護のしおり等:配布・未配布) ・ 未実施				
面接の	<input type="checkbox"/> 申請書受理 <input type="checkbox"/> 相談のみ (<input type="checkbox"/> 収入多 <input type="checkbox"/> 他法 <input type="checkbox"/> 後日再相談)				
	<input type="checkbox"/> 医療機関へ連絡 <input type="checkbox"/> その他 ()				

結果	<input type="checkbox"/> 交付書類 <input type="checkbox"/> 保護申請書 <input type="checkbox"/> 資産申告書 <input type="checkbox"/> 収入状況届出書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 承諾書 <input type="checkbox"/> 確約書 <input type="checkbox"/> 費用返還同意書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> その他
申請意思	有 ・ 無
面接員の所見	<input type="checkbox"/> 緊急処理の必要性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

様式第2号(第2条関係)

保護台帳

1 市費	2 県費	開廃年月日	世帯類型	<input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 母子 <input type="checkbox"/> その他 ()						
地区コード及びケース番号		開始	年月日	訪問格付	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D					
		廃止	年月日	世帯主氏名						
		電話		国籍	1 日本 2 その他 ()					
本籍				筆頭者						
居住地又は現在地			施設・病院・アパート等		居住の開始					
					年月日					
					年月日					
					年月日					
No.	フリガナ	続柄	性別	生年月日	年齢	学歴	健康状況	職業	医療他法	
	氏名								公費負担 No.	
			男女						原・社・精・結・老	
			男女						原・社・精・結・老	
			男女						原・社・精・結・老	
資産の状況		区分・所在地・処分の可否等			負債の状況		種類・金額・契約の内容・指導状況等			
住居形態		区分			規模・建坪・室数・衛生状況・上下水道設備・家賃・間代・地代・貸間の有無の状況					
		<input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 市営・県営 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 借間								

様式第3号(第2条関係)

保護決定調査															
地区名	ケース番号	世帯主名			支払方法	異動内容	適用年月日								
申請受理簿				番号登載簿		金品支給台帳		統計資料		医療					
決裁	所長	課長	課長補佐	係長	回議	起案者(担当者)	起案年月日	決裁年月日	発送年月日						
保護決定何															
調書のとおり決定し例文により通知してよろしいでしょうか。															
開廃等の理由・通知案															
最低生活費認定欄															
No.	氏名	性別	年齢	基準			第一類費	加算	加算額計	学年	基準額(学級費含)	授業料	給食費	通学費	給付金
				生活	級地	冬									

第一類費 (調整額)											加算額計	二類居宅 (調整額)		二類別居 (調整額)		冬季居宅 (調整額)		冬季別居 (調整額)		期末居宅	期末別居	生活費計	施設事務費	介護保険加算 (再掲)
収入充当内訳欄																								
No.	氏名	収入金額 (1)	収入金額 (2)	収入金額 (3)	収入金額 (4)	収入金額 (5)	手持金	未成年	新規	実費控除	特別徴収額	基礎控除	特別控除	他控除	認定額									
扶助額決定欄																								
種類	最低生活費		収入充当額		扶助額		一時扶助内訳 (再掲)																	
生活																								
住宅																								
教育																								
生業																								
合計																								
一時							一時扶助継続認定額																	
種類	生活	住宅	教育	生業	一時	合計	本人支払	収入充当合計	本人支払充当	施設事務費	事務費追給													
月分支給額																								
月分支給額																								
月分支給額																								
様式第4号(第2条関係)																								
保護金品支給台帳																								
地区																								
ケース番号				支給年月日								自		年		月		日						
世帯主氏名												至		年		月		日						
住所																								
支給年月	支給年月日	定例追給区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	一時扶助	合計	備考															

様式第7号（第2条関係）

ケース番号登載簿

ケース番号	氏名	住所	開始、停止、廃止及び却下の別並びに年月日

様式第8号（第2条関係）

ケース番号索引簿

氏名	ケース番号	適用法律			停止、廃止及び却下の別	

受給者番号	交付年月日	受給月	ケース番号	受給者氏名	保険者番号 被保険者番号	住所	介護機関名 介護機関コード	サービス種別	単給・併給	有効期間	本人支払額	交付職員印	備考

様式第12号(第3条関係)

(表面)

第 号
年 月 日

殿

大和高田市社会福祉事務所長 印

被保護者転出通知書

下記の者を当社会福祉事務所管内において、生活保護法による保護を実施しておりましたが、貴管内に転出しましたので通知します。

記

1 転出者の氏名、生年月日、住所

氏名 :
生年月日 :
前住所 :
転出先 :

2 転出者の世帯の状況

世帯の状況	家族構成			職業	収入の状況 (仕送り資産等を含む。)	備考
	氏名	続柄	年齢			
	1					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						

(裏面)

3 当社会福祉事務所において受けていた保護の種類、程度、方法等

年 月 日現在

生活扶助 :
住宅扶助 :

医療扶助 :
 その他扶助 :
 受給期間 :
 支払方法 :

4 転出の理由、保護の経過及び参考意見
 転出の理由

 保護の経過

 参考意見

様式第13号(第4条関係)

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ					現在の所に住み始めた時期	年 月 日		社会福祉事務所受付年月日
家族の状況	人員	氏名	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態
	1				年 月 日			
	2				年 月 日			
	3				年 月 日			
	4				年 月 日			
	5				年 月 日			
	6				年 月 日			
	7				年 月 日			
	8				年 月 日			
家族の者の中で別の所に住んでいる者があるときは、その名前と住んでいるところ								
生活状況			財産の状況		借金の状況			
生活費月額	円							
収入月額	円							
援助をしてくれる者の状況	世帯主との関係	氏名		住所	援助の内容			
保護を申請する理由								
上記のとおりであるから、生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 印 (保護を受けようとする者との関係:) 大和高田市社会福祉事務所長 殿								

※この申請書は、開始、変更いずれの場合にも用いるものとする。

様式第14号(第4条関係)

資産申告書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住 所
氏 名
印

①固定資産		所在地		名義人
建物	木造・鉄骨造 延()m ²			
土地	宅地	m ²		
	田畑	m ²		
	山林	m ²		
	その他 ()	m ²		
②自動車 (自動二輪含む。)	車種	排気量 CC	年式 年	
③預貯金	貯金先	口座番号	金額	円
④現金				円
⑤有価証券				評価額 円
⑥各種保険	種類	契約金 円	1月当たりの保険料	円
⑦貴金属	種類			評価額 円
⑧クーラーその他高価なもの				
⑨負債(借金)	有・無	金額		借入先
<p>1 現在の私の世帯の資産の保有状況は、上記のとおり相違ありません。</p> <p>2 保護の決定又は実施のために必要があるときは、私の世帯の資産の保有状況について、貴社会福祉事務所が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、雇主、その他の関係機関等に報告を求めることに異存はありません。</p>				

備 考

不実の届出をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定により処罰されることがあります。

様式第15号(第4条関係)

収入状況届出書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住 所
氏 名
印

		勤労	農業	自営	恩給及び 年金等	仕送 贈与	財産 収入	各種保 険加入	その他 ()
当月	総収入								
	必要経費								
	差引収入								
前 3 月	総収入								
	必要経費								
	差引収入								
月	総収入								
	必要経費								
	差引収入								

	必要経費								
	差引収入								
必要経費の内容									
就労 状況等	職 種 (具体的に)					就労形態 (就労時間等)			
	勤務先	会社名等 代表者名	所在地			電話			
<p>1 上記期間における私の総収入は、上記のとおり相違ありません。</p> <p>2 保護の決定又は実施のために必要があるときは、私の収入の状況について、貴社会福祉事務所が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、雇主、その他の関係機関等に報告を求めることに異存はありません。</p>									

備考

- 1 当月及び前3月の期間におけるあなたのすべての収入について各欄に記入してください。
- 2 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば、勤務先の給与証明書、各種保険通知書等)については、この届出書に必ず添付してください。
- 3 不実の届出をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第16号(第4条関係)

同意書

大和高田市社会福祉事務所長 殿

保護の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員の資産及び収入の状況について、貴福祉事務所が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主、その他の関係人に報告を求めることに同意します。

年 月 日

住 所
(旧住所)
氏 名 印
電話番号

氏 名	性 別	続 柄	生 年 月 日			印	
①	男・女		M・T・S・H	年	月	日	
②	男・女		M・T・S・H	年	月	日	
③	男・女		M・T・S・H	年	月	日	
④	男・女		M・T・S・H	年	月	日	
⑤	男・女		M・T・S・H	年	月	日	
⑥	男・女		M・T・S・H	年	月	日	
⑦	男・女		M・T・S・H	年	月	日	
⑧	男・女		M・T・S・H	年	月	日	
の親権者氏名						印	

※ ただし、この同意書は、同意年月日と調査時期は相違するが、保護実施期間中及び保護廃止後においても社会福祉事務所長が必要と認めた場合、効力を有する。

原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 印

様式第17号(第4条関係)

承諾書

大和高田市社会福祉事務所長 殿

私についての個人情報(氏名・生年月日・本籍・住所・家族状況・生活歴及び生活状況・所持金・病状等)を生活保護業務遂行上、行政機関や医療機関等において利用することを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第18号(第4条関係)

確約書

大和高田市社会福祉事務所長 殿

収入があったとき、仕事を変わったとき、家族に変わったことがあったとき、その他毎日の生活に変わったことがあったときは、すぐに届け出ます。

上記について履行することを確約します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

生活保護法

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(注釈)

収入があったとき、仕事を変わったとき、家族に変わったことがあったとき、その他毎日の生活に変わったことがあったときは、すぐに届けなければなりません。

届出をしなかったり、事前に相談がなかったときは、不利益な取扱いを受けることがあります。また、故意に届出をしなかったり、虚偽の届出をしたり、不正な手段で保護を受けた場合は、すでに支給された生活保護費(医療費を含む)を徴収します。この場合は、遡って生活保護を廃止されたり、刑法上の詐欺罪等で罰せられることもあります。

※ 収入とは、その世帯に入ってくるすべての収入「働いて得た収入・年金・仕送り・保険金・見舞金・臨時収入など」を言います。

様式第19号(第4条関係)

費用返還同意書

(生活保護法第63条の適用について)

大和高田市社会福祉事務所長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

私は、年 月 日付けで(から)保護を申請しましたが(受けていますが)、活用できる資力がありますので、その資力から収入を得た場合には、保護に要した費用を返還します。

なお、下記1の収入を得たときには、速やかに貴事務所に連絡して指示に従うことを誓います。
記

- 1 活用できる資力
- 2 費用返還の対象となる保護費
年 月 日以降分の保護費(医療費を含む。)

生活保護法
(費用返還義務)
第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

様式第20号(第4条関係)

誓約書

- 1 私又は同居する者は、暴力団員ではありません。
- 2 私又は同居する者が暴力団員であるかの調査に同意するとともに暴力団員であることが判明したときは、生活保護の申請を却下されても異議はありません。
- 3 生活保護の決定後に、私又は同居者が暴力団員であることが判明した場合には、生活保護を廃止されても異議はありません。なお、収入、資産等があった場合はすでに受給した生活保護費を返還します。(生活保護法第78条)

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

生活保護法
(届出の義務)
第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。
(費用の徴収)
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。
(罰則)
第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住 所
氏 名 印

様式第21号(第4条関係)

民生委員意見書				
生活保護申請者	住 所	大和高田市		担当
	続 柄	氏 名	生 年 月 日	問 題 点
	世帯主		年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

申 請 理 由	1 高齢(65歳以上) 2 傷病 3 障害 4 母子 5 その他()
※ 上記の者について、民生委員としての意見	
年 月 日	
印	住 所 _____校区民生委員

※ 担当ケースワーカー宛てに直接返信していただきますようお願いします。

(参考) 保護を受ける上での必要事項

- 1 働くことができる人は、能力に応じて、働いていただきます。
- 2 不動産や預貯金、生命保険などは、生活のために活用していただきます。
- 3 仕送りなどの援助について、親、子供、兄弟などと話し合ってください。
- 4 他の法律で利用できるものは、すべて利用していただきます。

(例えば、国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、傷病手当金、児童扶養手当、子ども手当など)

様式第22号(第4条関係)

給与証明書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住 所
事業所
(雇主) 印

次のとおり証明します。

氏 名		職名及び 職務内容		
居住地				
給 与 額	基 本 給	円	所 得 税	円
	日給(日分)	円	健 康 保 険 料	円
	家 族 手 当	円	厚 生 年 金 保 険 料	円
	地 域 手 当	円	雇 用 保 険 料	円
	手 当	円	控 除 額	

小計(イ)	円	小計(ロ)	円
差引支給額(イ) - (ロ) 円			
前2月の 手取額	月分 月分	適用	
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定により処罰されることがありますからご注意ください。			

様式第23号(第4条関係)

住宅補修計画書

		申請者氏名				
建物の規模構造						
補修を必要とする状況	1 破損の状況					
	2 修理の規模					
補修のために必要とする費用の内訳	品名	規模	単価×数量=金額			備考
			単価	数量	金額	
見積者	見積年月日	年 月 日				
	住所					
	氏名	印				

様式第24号(第4条関係)

生業計画書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住所

氏名

印

私は、下記の生業計画に基づき、自立することを約束します。

生業計画

1 自立方法

① 就労

※ 求職活動の開始時期 年 月

※ 求職方法 ハローワークの利用
 知人等の紹介
 その他 ()

② 他法他施策の活用
 [内容]

③ その他

2 自立開始年月 年 月

様式第25号(第5条関係)

求職活動状況申告書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住 所

氏 名

印

私の求職活動状況を次のとおり申告します。

(月分)

月日	仕事を探したところ・方法	照会又は連絡した会社名	仕事の内容	接触方法	結 果	ハローワーク 受付票印	月日	仕事を探したところ・方法	照会又は連絡した会社名	仕事の内容	接触方法	結 果	ハローワーク 受付票印
(例)	ハローワーク	〇〇警備	警備員	面接	断られた		/						
	知人	△△清掃	清掃係	面接	返事待ち		/						
4/5	シルバー人材センター		車引き	面接	該当なし		/						
	求職情報誌	××建設	土木作業	電話	断られた		/						
	新聞・ちらし	□□商店	営業	面接	返事待ち		/						
/							/						
/							/						
/							/						
/							/						
/							/						
/							/						
/							/						
/							/						
/							/						
/							/						
※ ハローワークへ行ったときは、総合受付で印をもらってきてください。											仕事を探した日数	日	

様式第26号(第4条関係)

家賃証明書

(入居者) 住 所
氏 名

上記の者に対する家賃(共益費は除く。)は月額

--	--	--	--	--	--	--

円

であることを証明します。

【住居の状況】

構 造		下水施設	有 無
-----	--	------	-----

建坪	坪・m ²	風呂	有 無
室数	室	築年数	年

年 月 日

(家主) 住所
氏名 印
電話番号

様式第27号(第4条関係)

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

申請者 住所
氏名 印

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおり生活保護法による葬祭扶助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

死者	氏名	生年月日		年 月 日
	死亡年月日	年 月 日		
	死亡時の住所又は居所			
	葬祭を行う者との関係			
葬祭を行うための必要とする金額	葬祭年月日	年 月 日		
	検案料	合計		
	死体運搬費			
	葬具料	遺留金品充当額		
遺留金品処置状況	現金	差引金額		

様式第28号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長 印

保護決定(変更)通知書

生活保護法による保護を次のとおり決定(変更)したので通知します。

1 保護の種類及び支給額

種類	生活 扶助	住宅 扶助	教育 扶助	生業 扶助	一時 扶助	合計	本人 支払額
----	----------	----------	----------	----------	----------	----	-----------

月分支給・追給額							
月分支給・追給額							
月分以降支給額							

一時扶助の内訳(再掲)

生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭

別途送金額	施設事務費			
-------	-------	--	--	--

介護扶助自己負担月額 円(事業者名)
円(事業者名)
円(事業者名)
医療扶助自己負担月額 円

- 2 扶助金支給日
- 3 保護の開始の時期
- 4 開始の理由
- 5 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第29号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長 印

保護申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないため却下します。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請後14日を経過した理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第30号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長 印

保護廃止(停止)決定通知書

年 月 日第 号により、決定通知した生活保護法による保護を、下記のとおり廃止(停止)したので通知します。

記

- 1 廃止・停止した保護の種類 生活扶助 住宅扶助 教育扶助 介護扶助 医療扶助
その他 ()
- 2 停止する期間
- 3 廃止する時期
- 4 廃止・停止の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第31号(第6条関係)

第 号

年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長 印

指導指示書

生活保護法第27条の規定により、下記のとおり指示します。

なお、正当な理由なくこれに従わないときは、同法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。

記

1 指示事項・内容

2 履行期限 年 月 日

生活保護法

(指導及び指示)

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(生活上の義務)

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

(指示等に従う義務)

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第3項の規定による処分については、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

様式第32号(第7条関係)

年 月 日 交付

交付第 号

検診命令書

年 月 日

検査を受ける者の

居住地

氏 名 殿

大和高田市社会福祉事務所長 印

下記により検査を受けてください。

1 検診を受ける日時

2 検診を受ける場所

3 検診を行う医療機関の名称

所在地及び担当医師等氏名

4 備考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、社会福祉事務所に相談してください。

様式第33号(第7条関係)

年 月 日 交付
交付第 号

検診依頼書

殿

大和高田市社会福祉事務所長 印

下記の者に検診命令書を交付しましたので、検診の結果を通知してください。

記

- 1 検診を受ける者の居住地及び氏名
居住地
氏名
- 2 検診を受ける場所

3 検診を必要とする理由

(注意)

- 1 この検診は、上記の検診事項の実施把握が必要なため行うものです。
- 2 検査は、必要最小限のものに限ります。
- 3 検診の結果は、検診書に記入の上、社会福祉事務所長宛てに直接送付してください。
- 4 検診料は、検診料請求書により請求してください。

様式第34号(第7条関係)

年 月 日 交付
交付第 号

検診書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

医療機関の所在地
名称

院(所)長 印
担当医師 印

検診を受ける者の居住地
氏名
生年月日

上記の者に対する検診の結果は下記のとおりです。

記

- 1 傷病名
- 2 病状
- 3 検診の依頼理由、事項に対する回答意見、就労の可否
(就労不可の場合は、就労開始までに要する見込み期間)

該当する区分に○印を記入してください。

区分	稼働状態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等に振る舞える。
イ	軽度の症状があり肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働、座業はできる(軽い家事、事務など)。
ウ	歩行や身の回りのことはできるが、時に介助が必要であるため、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している。
エ	身の回りのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がおおむね不可能である。
オ	身の回りのことができず常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られる。

(障害年金診断書一般状態区分表より抜粋)

後日、この判定を基に障害年金の裁定請求をする場合があります。

※地区担当員記事

印

※社会福祉事務所嘱託医意見

印

この検診書は、直接、社会福祉事務所長宛てに送付してください。

様式第35号(第7条関係)

年 月 日 交付

交付第 号

検診料請求書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

医療機関の所在地

名称

医療機関の長又は

開設者の氏名

印

下記のとおり請求します。

記

受察者		居住地	
請求額	診 察 料	点	(検査名及び点数等具体的に記入してください。)
	料	点	
	料	点	
	文 書 料	円	
	合 計	円	

(注意) この請求書により社会福祉事務所長宛てに請求してください。

振込先

銀行名	本支店名	種類	口座番号	名義
		普通 当座		(フリガナ)

様式第36号(第8条関係)

第 号

年 月 日

御中

大和高田市社会福祉事務所長 印

生活保護法に基づく預貯金調査依頼書

次の者について、保護の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法第29条の規定に基づき、下記調査事項について照会します。

なお、この調査に関しては対象者及び当該世帯員から同意を得ており、また、入手した資料は、当事務所において厳密資料として扱いますので念のため申し添えます。

回答期日は、 年 月 日とさせていただきます。

記

1 調査対象者

住所

前住所

前々住所

氏名

フリガナ

性別

生年月日

2 調査事項(年 月 日 現在)

預貯金の有無

預貯金の種類(普通預金、定期預金、当座預金等すべてのものを含みます。)

口座番号

預金残高(預金取引残高表がありましたら併せて送付お願いします。)

その他調査事項(住所が相違しているが氏名・生年月日が同じ口座名義人のものも回答願います。)

参考

生活保護法

(調査の囑託及び報告の請求)

第29条 保護の実施期間及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

様式第37号(第8条関係)

第 号
年 月 日

御中

大和高田市社会福祉事務所長 印

生活保護法に基づく生命保険加入状況調査依頼書

次の者について、保護の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法第29条の規定に基づき、下記の調査事項について照会します。

なお、この調査に関しては対象者及び当該世帯員から同意を得ており、また、入手した資料は、当事務所において厳密資料として扱いますので念のため申し添えます。

回答期日は、 年 月 日とさせていただきます。

記

1 調査対象者

住所

前住所

前々住所			
氏名	フリガナ	性別	生年月日
2 調査事項			
保険の有無		解約返戻金の内容	
保険契約者及び被保険者		貸付額	
保険の種類		入院等給付金の有無及び内容	
保険証書記号番号		その他調査事項(解約状況)	
契約の内容			

参考

生活保護法
 (調査の嘱託及び報告の請求)
 第29条 保護の実施期間及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

様式第38号(第8条関係)

第 号
年 月 日

御中

大和高田市社会福祉事務所長 印

生活保護法に基づく年金・恩給調査依頼書

次の者について、保護の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法第29条の規定に基づき、下記の調査事項について照会します。

なお、この調査に関しては対象者及び当該世帯員から同意を得ており、また、入手した資料は、当事務所において厳密資料として扱いますので念のため申し添えます。

回答期日は、 年 月 日とさせていただきます。

記

1 調査対象者			
住所			
前住所			
前々住所			
氏名	フリガナ	性別	生年月日
2 調査事項(年 月 日 現在)			
年金番号	障害年金受給年月日	国民年金期間(免除期間)	
遺族年金受給年月日	厚生年金期間	脱退一時金受給年月日	
老齢年金受給年月日	遡及金受給年月日	年金受給額(脱退一時金)	
遡及金額	年金受給月額	遡及期間	
年金受給期間	年金担保の有無		

※ 遡及金については、履歴を含む。年金担保の有無については、履歴及び回数を含む。

参考

生活保護法
 (調査の嘱託及び報告の請求)
 第29条 保護の実施期間及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

様式第39号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長 印

戸籍謄本等の無料交付依頼書

このことについて、生活保護法による保護の決定又は実施のために必要がありますので(生活保護申請者の親族(配偶者・父母・兄弟・子)把握のため)、同法第4条第2項及び第19条第1項から第3項に基づき、下記の者の戸籍謄本等の交付をお願いします。

なお、本人の新戸籍が編成されている場合には、従前の戸籍謄本又は除籍謄本及び戸籍の附票を交付願います。

記

保護申請者	(生年月日)		
氏名	(生年月日)		
続柄			
本籍			
筆頭者氏名			
現住所			
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	通	<input type="checkbox"/> 原戸籍謄本	通
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票	通	<input type="checkbox"/> 除籍謄本	通
備考			
※ 転籍等をしている場合には、その経過が分かる戸籍等も交付願います。			

様式第40号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長 印

扶養義務の履行照会書

次の方は生活困窮のため、当福祉事務所において、生活保護法による保護を申請(受給)中です。生活保護法は、対象者の生活困窮程度に応じて必要な保護を行う一方、その世帯の自立助長を目的としています。

しかし、この保護に当たっては、民法に定める扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けることが前提となっています。

あなたは、次の方に対して民法上の扶養義務を有すると認められますので、別紙扶養届に記入の上回答してください。

1 生活保護対象者

住所			
氏名(甲)		続柄	

2 回答期限 年 月 日まで

3 回答先

参考

民法

(扶養義務者)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

生活保護法

(保護の補足性)

第4条 (略)

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(別紙)

扶 養 届 書

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住所

氏名

印

先に照会のあった甲に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりのことをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (電話番号 - -)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可・不可(理由:)
援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
援助の方法・程度	① 金銭により毎月(年) 円送付します。 ② 物品により毎月(年) を 程度送付します。 ③ 氏名 を引き取ります。 ④ その他()

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先	平均月収額
	本人				円
					円
上記のうち甲についての					
① 税法上の扶養控除を受けている者の氏名					
② 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)					
(2) 資産の状況	有・無	① 家屋 m ² (坪)	② 宅地 m ² (坪)		
		③ 田畑 m ² (坪)	④ 山林等 m ² (坪)		
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容	返済月(年)額	返済の終了予定	

	住宅ローン	円	
	その他()	円	
(4) 健康保険等の加入状況		①国民健康保険②健康保険③共済()④その他()	
上記で①以外に加入している場合、甲については被扶養者として			
① 認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり			

(記入上の注意)

- 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 2 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事務経費等を差し引いた額を記入してください。
- 3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

様式第41号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長 印

入所(養護)委託書

このことについて、生活保護法の規定に基づき、下記の者の入所(養護)を貴施設(あなた)に委託します。

記

被保護者氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
本人に関する参考事項			
世帯主			
住所			
教育程度		職業	
保護開始日	年 月 日	保護の種類	生活・住宅・教育・生業・医療・介護・その他()
その他			

様式第42号(第11条関係)

(表面)

収入申告書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住所

氏名

印

私の収入を次のとおり申告します。

1 働いて得た収入

日	働いた日に○印	勤務先(会社名)	収入額(日当)	日	働いた日に○印	勤務先(会社名)	収入額(日当)
---	---------	----------	---------	---	---------	----------	---------

1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16							

合計	就 労 日 数	
	収 入 額	
	必 要 経 費 額	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏面)

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金 厚生年金 恩給 子ども手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 雇用保険 傷病手当金 その他()	収 入 額	月 額	円
			年 額	円

3 仕送りによる収入

有		内 容	仕送りした者の氏名
・	仕送りによる収入	円	
無	現物による収入	米 野菜 魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

4 その他の収入

有		内 容	収 入
・	生命保険等の 給付金		円
・	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
無	その他		円

(記入上の注意)

- 1 「1 働いて得た収入」のうち、
 - (1) 働いた日に○印を付け、その右欄に勤務先及びその日の収入を記載してください。また、1月の合計を合計欄に記入してください。(ただし、給料が月給の場合、収入額は合計欄のみ記入してください。)
 - (2) 合計欄の必要経費欄には、収入を得るために必要な交通費、材料費、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- 2 2～4の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- 3 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 4 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば、勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付してください。
- 5 不実の申告をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法の規定により処罰されることがあります。

様式第43号(第11条関係)

(表面)
収入申告書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住所
氏名 印

私の収入を次のとおり申告します。

1 働いて得た収入

区 分	次回支給見込 月分	前 3 月 分		
		月分	月分	月分
勤 労 (就 労) 日 数	日	日	日	日
給 与 額	基 本 給			
	日 給 (日 分)			
	家 族 手 当 (人)			
	手 当			
	手 当			
	時 間 外 手 当			
	賞 与			
	小 計 (イ)			
控 除 額	所 得 税			
	市 町 村 民 税			
	健 康 保 険 料			
	厚 生 年 金 保 険 料			
	雇 用 保 険 料			
	労 働 組 合 費			
	交 通 費			

	小計(口)				
	差引支給額 (イ) - (ロ)				
就労状況	職種 (具体的に)		就労形態 (勤務時間等)		
	勤務先	会社名等 所在地	代表者名 電話		

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)
(裏面)

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金 厚生年金 恩給 子ども手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 雇用保険 傷病手当金 その他()	収入額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入

有・無		内 容	仕送りした者の氏名
		仕送りによる収入	円
		米 野菜 魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

4 その他の収入

有・無		内 容	収 入
		生命保険等の 給付金	円
		財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)	円
		その他	円

(記入上の注意)

- 1 前3月及び次回支給見込額について各欄に記入してください。
- 2 2~4の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- 3 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- 4 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば、勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付してください。

5 不実の申告をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法の規定により処罰されることがあります。

様式第44号(第11条関係)

(表面)

収入申告書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住所

氏名

印

私の収入を次のとおり申告します。

1 働いて得た収入

区 分	次回支給 見込 月分	前 6 月 分					
		月分	月分	月分	月分	月分	月分
勤労(就労)日数	日	日	日	日	日	日	日
給 与 額	基 本 給						
	日 給 (日分)						
	家 族 手 当 (人)						
	手 当						
	手 当						
	時 間 外 手 当						
	賞 与						
	小 計 (イ)						
控 除 額	所 得 税						
	市 町 村 民 税						
	健 康 保 険 料						
	厚 生 年 金 保 険 料						
	雇 用 保 険 料						
	労 働 組 合 費						
	交 通 費						
小 計 (ロ)							
差 引 支 給 額 (イ) - (ロ)							
就 労 職 種 (具体的に)						就 労 形 態 (勤務時間等)	

状況	勤務先	会社名等 所在地	代表者名 電話
----	-----	-------------	------------

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏面)

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金 厚生年金 恩給 子ども手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	収入額	月額	円
	雇用保険 傷病手当金 その他()		年額	円

3 仕送りによる収入

有・無	内 容	仕送りした者の氏名
有	仕送りによる収入	円
無	米 野菜 魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

4 その他の収入

有・無	内 容	収 入
有	生命保険等の 給付金	円
無	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)	円
	その他	円

(記入上の注意)

- 前6月及び次回支給見込額について各欄に記入してください。
- 2～4の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば、勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付してください。
- 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定により処罰されることがあります。

様式第45号(第11条関係)

世帯異動届

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 殿

住所
氏名 印

私の世帯構成の異動は、次のとおり相違ありません。

異動の種類	異動前	異動後
1 居住地の異動	住所	住所
2 世帯構成員の異動	氏名	氏名

様式第46号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長 印

返還金決定通知書

生活保護法第63条の規定による費用の返還を下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 資力発生年月日
- 2 決定年月日
- 3 返還の理由
- 4 返還対象額
- 5 控除額
- 6 返還決定額
- 7 返還方法

なお、この決定について不明な点があれば、当福祉事務所に連絡してください。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この審査請求に対する決裁を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、

決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第47号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長 印

徴収金決定通知書

生活保護法(第77条第1項・第78条)の規定による費用の徴収を下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 資力発生年月日
- 2 決定年月日
- 3 徴収の理由
- 4 徴収対象額
- 5 控除額
- 6 徴収決定額
- 7 徴収方法

なお、この決定について不明な点があれば、当福祉事務所に連絡してください。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する決裁を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第48号(第13条関係)

(表面)

印鑑登録欄



○ 生活保護を受けた方の心得

1 生活上の義務

いつも自分の力でできるだけ仕事に精を出し、生活を切りつめて節約し、早く自分で生活ができるよう努めてください。

2 届出の義務

収入が増えたり減ったりしたとき、又は住所が変わったとき、家族が少なくなったり、多くなったときは、すぐに社会福祉事務所へ届出てください。

3 費用返還義務

暮らしながら収入があるのに保護を受けたときは、その受けた費用を返還しないと、法律により罰せられることがあります。

○ 生活保護費の支給日

生活保護費の支給日は、毎月5日です。支給日が休日等に当たる場合は、直前の平日が支給日になります。

担当区

町コード

ケース番号

担当区
町コード
ケース番号

生活保護費支払票

住所
世帯主名
保護開始
年 月 日
年 月 日交付
大和高田市社会福祉事務所

(裏面)

支給月	支給済月日	係印	月	扶助種別	金額
4月			4月	生活住宅教育	円
5月			5月	生活住宅教育	円
6月			6月	生活住宅教育	円
7月			7月	生活住宅教育	円
8月			8月	生活住宅教育	円
9月			9月	生活住宅教育	円
10月			10月	生活住宅教育	円
11月			11月	生活住宅教育	円
12月			12月	生活住宅教育	円
1月			1月	生活住宅教育	円
2月			2月	生活住宅教育	円
3月			3月	生活住宅教育	円

様式第49号(第13条関係)

生活保護費振込金融機関届出書

大和高田市社会福祉事務所長 殿

年 月 日

住所

氏名

印

下記の金融機関口座に生活保護費の振り込みをお願いします。

金融機関名				支店名			
銀行 信金 信組 農協 労金				支店 本店			
預金種別	金融機関 コード	支店 コード	口座番号(右づめで記入)				
普通・当座							
住 所	〒 電話番号						
フリガナ							
口 座 名 義 人							

※ 保護課に介護保険料、家賃、その他の納付を依頼されている方は、保護金品から支払われます。

様式第50号(第14条関係)

保護辞退届

被保護者

住所

氏名

ケース番号

下記のとおり、生活保護を辞退いたします。

辞退理由

大和高田市社会福祉事務所長 殿

年 月 日

届出人 住 所

氏 名

印

(被保護者との続柄)

)

様式第51号(第15条関係)

審査請求書

年 月 日

奈良県知事 殿

請求人 住所
氏名 印

生活保護法に基づく 年 月 日付け第 号の大和高田市社会福祉事務所長の処分について不服ですから、下記のとおり審査請求をします。

記

- 1 審査請求人の住所、氏名及び年齢
- 2 審査請求に係る処分
- 3 審査請求に係る処分があったことを知った日
- 4 審査請求の趣旨
- 5 審査請求の理由
- 6 処分庁の教示の有無及びその内容

規則第24号

大和高田市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年8月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
大和高田市自動車駐車場条例施行規則(平成8年規則第36号)の一部を次のように改正する。
第8条の2第1項に次のただし書きを加える。

ただし、年度一括納付の場合は、年額60,000円とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

告示第44号

大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示
大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第31号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第9条中「無給休暇」の次に「、分限、懲戒」を加える。

別表第1中

「

看護助手	給与条例第3条第1項第1号行政職給料表の1級9号給に掲げる当該年度の4月	6,800円	850円
------	--------------------------------------	--------	------

	1日に施行されている額			
」を				
「				
看護助手	給与条例第3条第1項第1号行政職給料表の1級19号給に掲げる当該年度の4月1日に施行されている額	7,200円	900円	
」に、				
「				
栄養士	給与条例第3条第1項第3号イ医療職給料表(2)の1級17号給に掲げる当該年度の4月1日に施行されている額	—	—	
」を				
「				
栄養士	給与条例第3条第1項第3号イ医療職給料表(2)の1級25号給に掲げる当該年度の4月1日に施行されている額	8,000円	1,000円	
」に、				
「				
一般事務職	短期雇用	—	5,500円	700円
	事務補助、職員代替	—	6,600円	—
」を				
「				
一般事務職	短期雇用	—	5,500円	700円
	事務補助、職員代替	—	6,600円	850円
」に改める。				

別表第2中「報酬等月額×1.00」を「報酬等月額×0.975」に、「報酬等月額×1.20」を「報酬等月額×1.125」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

告示第73号の2

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年6月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱(平成21年告示第74号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 補助金の額は、次の表の補助対象経費の区分に応じて定める額とする。

補助対象経費	基準額
500,000円以上870,000円以下	200,000円
870,001円以上	左欄の経費に100分の23を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切捨て)。ただし、500,000円を限度とする。

第5条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この告示は、平成23年6月30日から施行する。

告示第81号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成23年8月16日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成23年8月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年5月9日、同月12日、同月17日、同月19日、同月23日、同月25日、同月31日

告示第82号

平成23年9月2日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成23年8月26日

大和高田市長 吉田誠克

告示第83号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年8月30日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成23年8月30日

2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第84号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求

をすることができる。

平成23年8月30日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成23年8月30日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第85号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年8月30日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成23年8月30日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第86号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年8月30日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成23年8月30日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第87号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年8月31日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため
2. 移動年月日
平成23年8月2日、同月4日、同月10日、同月16日、同月22日、同月25日、同月30日
3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根 大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

教育委員会

教育委員会告示第14号

大和高田市教育委員会8月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成23年8月3日

大和高田市教育委員会

委員長 村井善治

記

日時 平成23年8月9日(火)午後2時00分～

場所 さざんかホール 4階 会議室

議案 第1号 第59回市民歩こう会(案)について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

教育委員会告示第15号

大和高田市教育委員会8月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成23年8月11日

大和高田市教育委員会

委員長 村井善治

記

日時 平成23年8月16日(火)午後2時00分～

場所 中央公民館 1階 視聴覚室

議案 第1号 平成24年度以降使用中学校教科用図書採択について

第2号 その他

教育委員会告示第16号

大和高田市教育委員会9月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成23年8月26日

大和高田市教育委員会
委員長 村井善治

記

- 日時 平成23年9月1日(木)午後2時00分～
- 場所 さざんかホール 4階 会議室
- 議案 第1号 第64回市民体育大会(陸上レクリエーション大会)開催要項(案)について
第2号 平成23年度「教育の日・大和高田市青少年健全育成研修会」開催要綱(案)について
第3号 後援願いについて
第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第91号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。
平成23年8月5日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西清一

記

- 1 日時 平成23年8月10日(水)午前9時00分
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第92号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。
平成23年8月25日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西清一

記

- 1 日時 平成23年9月2日(金)午前9時00分
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者を選定するくじについて
第4号 その他

選挙管理委員会告示第93号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成23年9月3日から平成23年9月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成23年8月25日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

農業委員会

農業委員会告示第9号

大和高田市農業委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

平成23年8月29日

大和高田市農業委員会
会長 高 井 信 安

日 時 平成23年9月12日(月)午後2時
場 所 大和高田市役所 3階 東会議室
議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)
第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に
ついて
第3号 その他

公営企業

水道事業告示第7号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成23年 9月 1日

大和高田市水道事業管理者
大和高田市長 吉 田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社 シンエイ	木原 朗広	大阪府大阪府中央区釣鐘町2丁目1番4号 ビルハイタウン302号